

氷見市いじめ問題対策連絡協議会

資料 1

- 1 趣 旨 氷見市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止に向けた組織として、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、PTA、児童相談所、地方法務局、警察、保護司会、弁護士会、医師会、心理や福祉の専門家等の代表により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を設置する。

2 組織構成

氷見市いじめ問題対策連絡協議会

法務局	・ 富山地方法務局高岡支局
児童相談所	・ 富山県高岡児童相談所
警察	・ 富山県氷見警察署
地域・民間団体	・ 青少年育成氷見市民会議 ・ 氷見市小中学校PTA連合会 ・ 氷見保護司会 ・ 氷見市民生委員児童委員協議会 ・ 人権擁護委員
福祉の専門家	・ スクールソーシャルワーカー
学 校	・ 小学校長会 ・ 中学校長会 ・ 生徒指導主事 ・ 養護教諭
教育委員会	・ 富山県教育委員会西部教育事務所 ・ 氷見市教育委員会（事務局）
アドバイザー	・ 富山県高岡厚生センター氷見支所 ・ 弁護士会 ・ 氷見市医師会 ・ スクールカウンセラー 等

※ アドバイザーは、必要に応じて参加

重大事態等に係る調査を行うための組織

資料2

- 1 趣 旨 教育委員会又は学校が、重大事態又は重大事態に至るおそれがあると判断した事案が発生したときに、重大事態等に係る調査を行うための組織を速やかに設置する。組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）についての参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保されるよう努める。

2 委員会構成

- ・ 学識経験者
- ・ 人権擁護委員
- ・ 氷見市民生委員児童委員
- ・ 氷見市保護司
- ・ 社会福祉の専門家
- ・ 心理の専門家
- ・ 弁護士 等
- ・ 事務局 氷見市教育委員会